

産前産後の保険料減額制度について

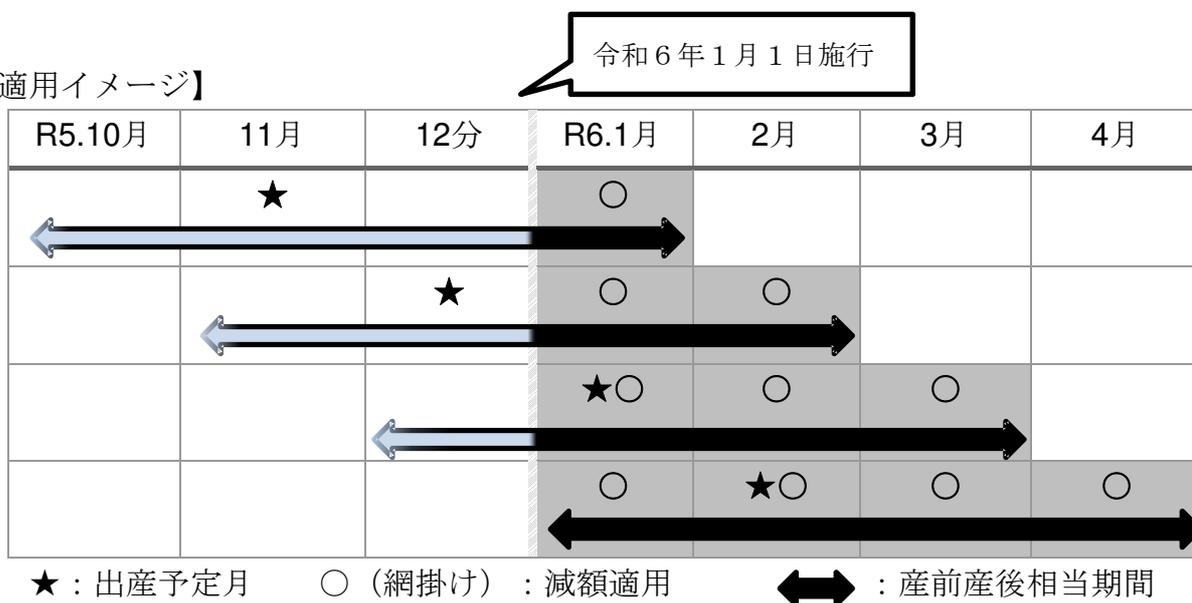
1 制度の内容

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援の観点から、出産する被保険者の産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額する措置を創設する。

2 制度概要

- (1) 対象者：出産予定又は出産した被保険者
- (2) 対象保険料：所得割額及び被保険者均等割額
- (3) 対象期間：産前産後期間に相当する4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）
- (4) 適用開始：令和6年1月分から
- (5) その他：原則、世帯主等からの届出に基づき適用

【適用イメージ】



3 財源

国1/2、府1/4、市1/4

※市負担分は地方交付税により措置

4 その他

この制度は条例改正を伴うことから、現在、市議会にて審議中